

条例等立案表

<p>題名 徳島県立高等学校総合寄宿舎処務規程の一部を改正する訓令</p>	<p>課(室)名 教育委員会 学校政策課</p> <p>担当者名 桂 啓人</p> <p>電話番号 三一二〇</p>
<p>制定理由 徳島県立徳島工業高等学校、徳島県立徳島東工業高等学校及び徳島県立水産高等学校を再編統合し、新たに徳島県立徳島科学技術高等学校を設置したこと等に伴い、所要の整備を行う必要がある。</p> <p>あらまし 一 徳島県立徳島寮の会計事務の処理を行う高等学校を、徳島県立徳島科学技術高等学校とすることとした。 二 管理者の県外出張について、委員会が承認することを廃止することとした。 三 その他、所要の改正を行うこととした。 四 この訓令は、平成二十一年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置 関係法令など 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例(昭和四十一年条例第二十七号) 徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則(昭和四十一年教育委員会規則第四号)</p>	<p>考 備</p>
<p>法令審査会 要・否</p>	

徳島県教育委員会訓令第 号

徳島県立高等学校総合寄宿舎処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月 日

徳島県教育委員会

委員長 三好 登美子

徳島県立高等学校総合寄宿舎処務規程の一部を改正する訓令

徳島県立高等学校総合寄宿舎処務規程(昭和四十一年教育委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「徳島県立徳島工業高等学校」を「徳島県立徳島科学技術高等学校」に改める。

第四条第一号ただし書を削る。

第六条中「特に必要と認めるものは、専決のつど、その他のものは」を「別に管理者から指示されたもののほか、専決処理した事項のうち管理者において事務管理上その他の理由により特に了知しておく必要があると認められるものについては、専決のつど又は」に改める。

第八条に後段として次のように加える。

この場合において、第六条及び第七条中「寮長」とあるのは「管理者」と、「管理者」とあるのは「徳島県教育委員会」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日において同日前から引き続き県外出張については、なお従前の例による。

(新)

(会計事務の処理)

第三条 次の各号に掲げる寄宿舎の会計事務は、それぞれ当該各号に掲げる高等学校において処理するものとする。

- 一 徳島県立徳島寮 徳島県立徳島科学技術高等学校
- 二 六 (略)

(管理者の専決事項)

第四条 管理者は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

- 一 職員に出張を命ずること。
- 二 寄宿舎の事務に関し、管理者名又は寮名をもつて文書の往復をすること。
- 三 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例(昭和四十一年徳島県条例第二十七号。以下「条例」という。)第四条の規定に基づき、入舎を許可すること。
- 四 条例第五条第二項の規定に基づき、損害賠償を命ずること及び同項ただし書の規定に基づき、損害賠償の全部又は一部を免除すること。
- 五 条例第六条第一項の規定に基づき、入舎許可を取り消すこと。

(寮長の専決事項)

第五条 寮長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

- 一 寄宿舎職員(管理者を除く。以下同じ。)の勤務に関すること。
- 二 寄宿舎職員の服務に関すること。
- 三 舎生の指導育成に関すること。
- 四 条例第六条第二項ただし書の規定に基づき舎生に退寮期日の延期をすること。
- 五 その他軽易な事項に関すること。

(旧)

(会計事務の処理)

第三条 次の各号に掲げる寄宿舎の会計事務は、それぞれ当該各号に掲げる高等学校において処理するものとする。

- 一 徳島県立徳島寮 徳島県立徳島工業高等学校
- 二 六 (略)

(管理者の専決事項)

第四条 管理者は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

- 一 職員に出張を命ずること。ただし、管理者の県外出張については、あらかじめ徳島県教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。
- 二 寄宿舎の事務に関し、管理者名又は寮名をもつて文書の往復をすること。
- 三 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例(昭和四十一年徳島県条例第二十七号。以下「条例」という。)第四条の規定に基づき、入舎を許可すること。
- 四 条例第五条第二項の規定に基づき、損害賠償を命ずること及び同項ただし書の規定に基づき、損害賠償の全部又は一部を免除すること。
- 五 条例第六条第一項の規定に基づき、入舎許可を取り消すこと。

(寮長の専決事項)

第五条 寮長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

- 一 寄宿舎職員(管理者を除く。以下同じ。)の勤務に関すること。
- 二 寄宿舎職員の服務に関すること。
- 三 舎生の指導育成に関すること。
- 四 条例第六条第二項ただし書の規定に基づき舎生に退寮期日の延期をすること。
- 五 その他軽易な事項に関すること。

(報告)

第六条 寮長は、専決事項に属する事務について、別に管理者から指示されたもののほか、専決処理した事項のうち管理者において事務管理上その他の理由により特に了知しておく必要があると認められるものについては、専決のつど又は定期的、その処理の状況を管理者に報告し、及び必要と認める意見を管理者に具申しなければならない。

(専決の制限)

第七条 寮長は、専決事項に属する事務についても、重要なもの又は異例若しくは疑義にわたるものについては、管理者の指揮を受けなければならない。

(管理者への準用)

第八条 前二条の規定は、管理者について準用する。

この場合において、第六条及び第七条中「寮長」とあるのは「管理者」と、「管理者」とあるのは「徳島県教育委員会」と読み替えるものとする。

(報告)

第六条 寮長は、専決事項に属する事務について、特に必要と認めるものは、専決のつど、その他のものは定期的に、その処理の状況を管理者に報告し、及び必要と認める意見を管理者に具申しなければならない。

(専決の制限)

第七条 寮長は、専決事項に属する事務についても、重要なもの又は異例若しくは疑義にわたるものについては、管理者の指揮を受けなければならない。

(管理者への準用)

第八条 前二条の規定は、管理者について準用する。